

「稼ぐ力」の強化に向けたコーポレートガバナンス研究会 第2回

欧州における実質株主透明化のプラクティスについて

2024年10月

株式会社ICJ

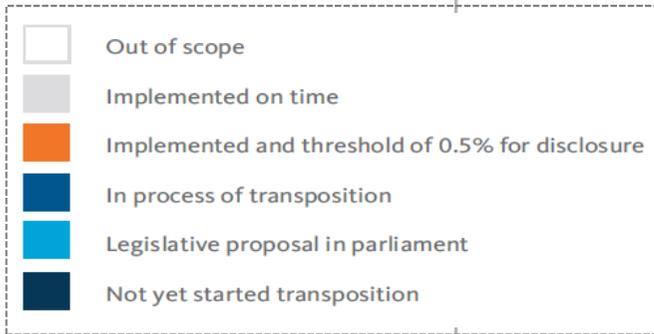
1. 欧州株主権利指令（Shareholder Rights Directive II）に基づく取り組み

発効	2020年9月4日 実施スケジュールは国によって異なる。対象国の実施状況（2021年1月時点）は次頁参照
概要	会社または会社が指名する第三者の要求があった場合は、仲介機関は株主に関する情報を会社に遅滞なく伝達しなければならない。
適用対象	EU加盟27カ国に登録された事務所を持つ発行会社の株式、またはEU加盟国内あるいは規制市場において取引が認められている発行会社の株式。 なお、開示対象を実質株主の保有割合が0.5%以上である場合に限定している国も存在する。
開示内容	実質株主名、実質株主の所在地・連絡先・保有株式数等

1. 欧州株主権利指令（Shareholder Rights Directive II）に基づく取り組み（続き）

対象国の実施状況

対象はEU加盟27か国
右図は2021年1月1日
時点の対応状況を図示
したもの。

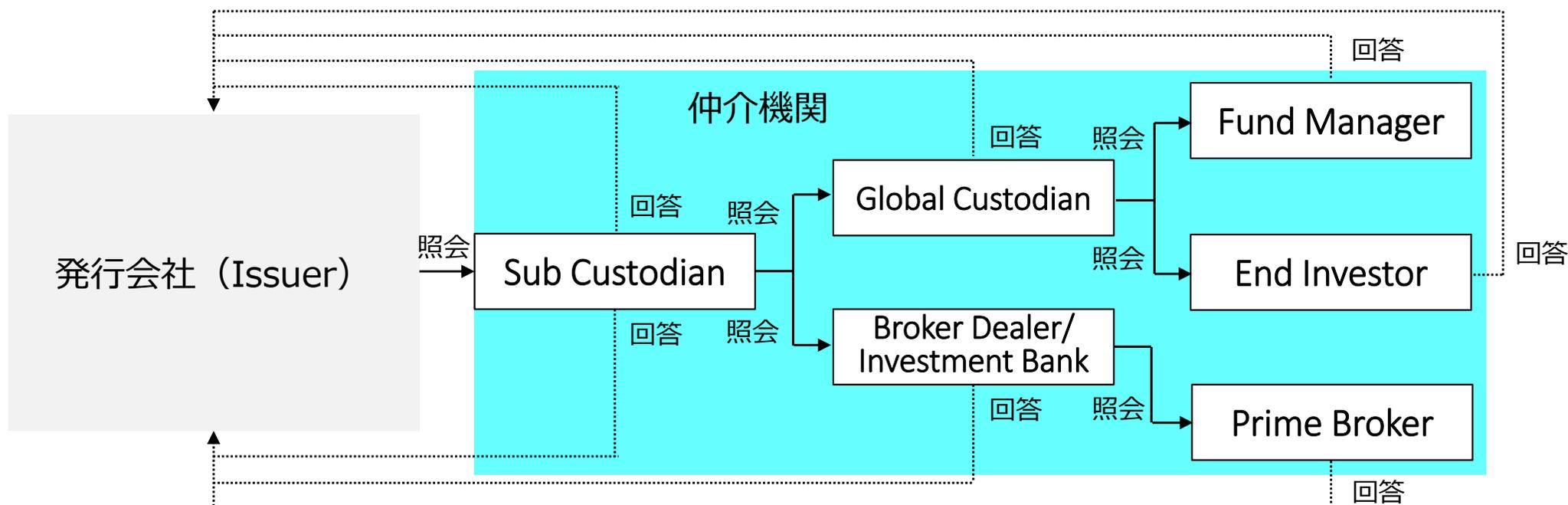


イギリスはEU離脱が完了
する2020年12月31日
までは適用対象であった。
イギリスにおいては、2006
年会社法第793条にお
いて、実質株主の開示が
規定されている。

出所：Broadridge Financial Solutions “Shareholder Rights Directive II – Lessons learned, ongoing challenges and planning for the future”

2.実質株主情報の取得のフローの例

(Deutsche Bank等の公表資料を参考にICJ作成)



- 発行会社 (Issuer) が任意の基準日時点における実施株主情報を照会する場合、まずは、最初の仲介機関である常任代理人 (Sub Custodian) に照会を送付する。
- 各仲介機関は回答可能な口座については回答し、残る口座について後続の仲介機関に転送する。
- 各仲介機関は、遅くとも請求を受領した日の終業時まで (16時以降に請求を受領した場合は、遅くとも翌営業日の10時まで) に、回答を行うか、連絡網の次の仲介機関に、開示請求について伝達しなければならない。発行会社は、請求後、10営業日後に、全ての回答を受領することができるのが一般的。

※ 仲介機関には常任代理人 (Sub Custodian)、グローバルカストディアン (Global Custodian)、証券会社 (Banker Dealer/Investment Bank) のほか、照会先の末端に位置するファンドマネージャー (Fund Manager) 等も含まれる。

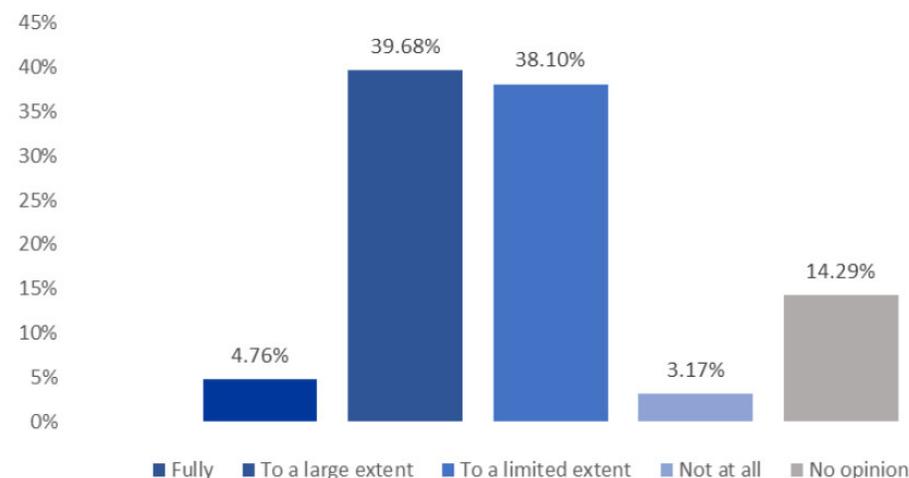
※ 発行会社は、照会及び回答集計を代行する第三者機関を利用して照会することが一般的。

3.SRD II に対する市場参加者の評価

- 欧州証券市場監督局（ESMA）及び欧州銀行監督局（EBA）は、欧州委員会からの要請に基づき、SRD II に関する市場参加者の意見書をとりまとめた報告書（※ 1、※ 2）を2023年7月に公表した。
- 当該報告書によれば、実質株主開示に関する設問の回答内容は以下のとおり。4割強が改善したと回答。限定的ながら改善したという回答も4割弱ある。

完全に改善した	4.76% (3)
大幅に改善した	39.68% (25)
限定的ながら改善した	38.10% (24)
全く改善しなかった	3.17% (2)
回答なし	14.29% (9)
計	100.00% (63)

Q3: Do you consider that shareholder identification, within the meaning of Article 3)(a), has improved following the entry into application of this provision and the IR?



(※ 1) 出所は、ESMA/EBA “Report Implementation of SRD2 provisions on proxy advisors and the investment chain”

(※ 2) 意見書を提出したのは、仲介機関、機関投資家、発行会社、プロキシーアドバイザー等の73機関



当社の事前の承諾なく本資料の一部または全部を引用、複製または転載等により使用することを禁じます。
内容に関するお問い合わせ先：株式会社ICJ エンゲージメントソリューション部 ensol@icj-co.jp